

平成 30 年 5 月 21 日

各 位

会社名	国際石油開発帝石株式会社
代表者名	代表取締役社長 北村 俊昭 (コード番号 1605 東証第一部)
問合せ先	広報・IR エグゼクティブ・マネージャー 細野 宗宏
電話番号	03-5572-0233

取締役及び執行役員に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2018年5月21日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下同じ。）及び執行役員（国内非居住者を除く。以下同じ。）（以下併せて「取締役等」という。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2018年6月26日開催予定の第12回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

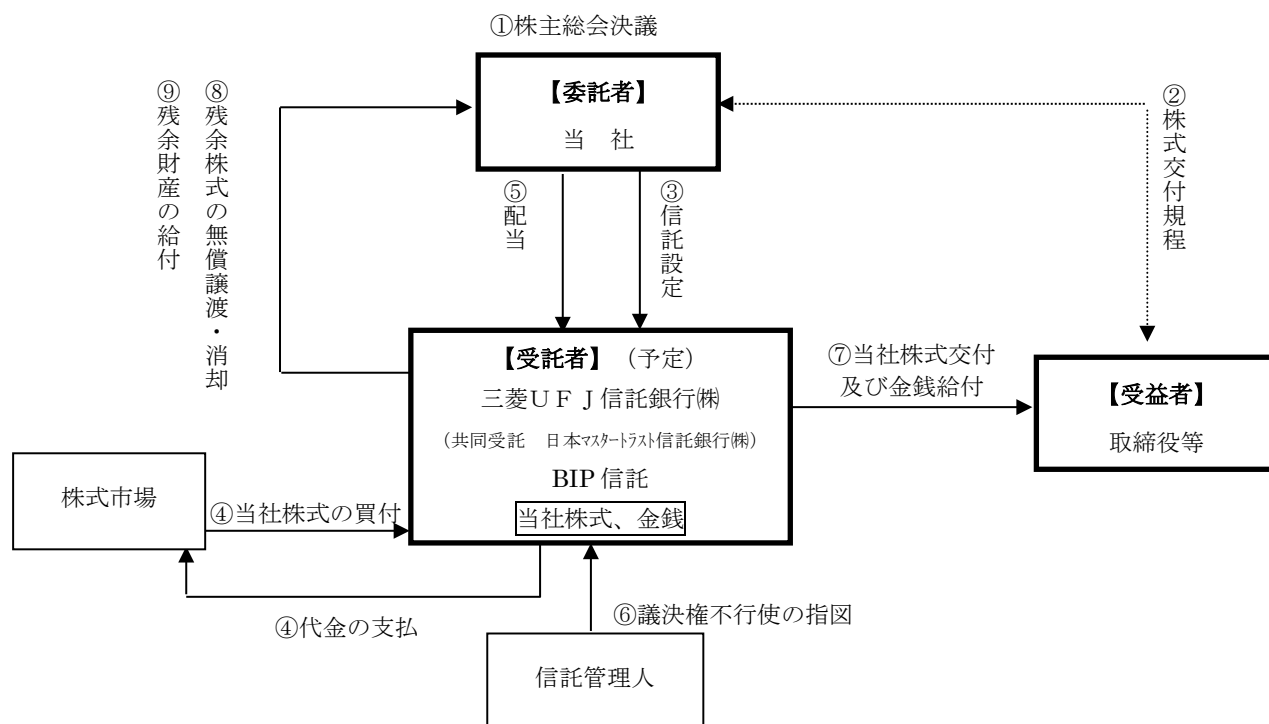
記

1. 本制度の導入

- (1) 当社は、取締役等を対象に、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性を明確にし、取締役等の企業価値増大への貢献意識及び株主価値の最大化への貢献意欲を一層高めることを目的として、本制度を導入いたします。
- (2) 本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度は、役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P信託」という。）と称される仕組みを採用します。また、本制度は、取締役等の役位等により当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を取締役等に交付及び給付（以下「交付等」という。）する制度です。
- (4) 当社は、報酬決定プロセスにおける透明性・客観性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しており、本制度の導入については、指名・報酬諮問委員会の審議を経ております。
- (5) 当社は、本制度の実施のため設定したB I P信託（以下「本信託」という。）の信託期間が満了した場合、信託期間の満了した既存の本信託の変更及び追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することがあります。

本制度の導入により、取締役等の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「株式報酬」により構成されることとなります。

2. BIP信託の仕組み



- ① 当社は本制度の導入に関して、本株主総会において役員報酬に係る必要な決議を得ます。
- ② 当社は本制度の導入に関して、取締役会において株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で取締役等に対する報酬の原資となる金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の当社の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 株式交付規程に従い、信託期間中、取締役等の役位等に応じ取締役等に一定のポイント数が付与され、当該ポイントを累積します。取締役等の退任時に、一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該ポイントに応じて当社株式等の交付等を行います。
- ⑧ 信託期間中の取締役等の減少等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更延長及び追加信託を行うことにより、本制度またはこれと同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得したうえで、その消却を行う予定です。
- ⑨ 信託期間満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体へ寄附を行う予定です。

(注) 受益者要件を充足する取締役等への当社株式等の交付等により、信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。また、信託期間中に取締役等について定められる累積ポイント数(下記(5)に定める。以下同じ。)に対応した株式数が不足する可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、本株主総会で承認を受けた範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

3. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、2018年から2023年までの5年間の取締役等の職務執行期間(以下「対象期間」という。)を対象として、取締役等の退任後に役員報酬として当社株式等の交付等を行う制度です。なお、本信託の延長(下記(4)(b)に定める。)が行われた場合には、以降の連続する5年間の取締役等の職務執行期間をそれぞれ対象期間とします。

(2) 本制度の導入に係る本株主総会決議

当社は、本株主総会において、本信託に拠出する信託金の上限額及び取締役等に対して付与するポイント(下記(5)に定める。)の総数の上限その他必要な事項を決議します。

なお、下記(4)(b)による本信託の延長を行う場合は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、信託期間の満了時において信託契約の変更及び追加信託を行うことを取締役会の決議によって決定します。

(3) 本制度の対象者(受益者要件)

取締役等は、退任後に、以下の受益者要件を充足していることを条件に、所定の受益者確定手続を経た上で、退任までの在任期間に対応した累積ポイント数に相当する当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 制度開始日以降に取締役等として在任していること(制度開始日以降に新たに取締役等になった者を含む。)(※1)
- ② 国内居住者であること
- ③ 取締役等を退任していること(※1)
- ④ 自己都合で退任した者(傷病等やむを得ない事由による自己都合退任を除く。)、在任中に一定の非違行為があった者、または職務・社内規程等の重要な違反をしたこと等により辞任した者もしくは解任された者でないこと
- ⑤ その他本株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件で信託契約または株式交付規程に定めるもの

(※1) ただし、下記(4)(c)に記載する信託期間の延長が行われ、延長後の信託期間の満了時においても、本制度の対象者が取締役等として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して取締役等の在任中に当社株式等の交付等が行われます。

(4) 信託期間

(a) 当初の信託期間

2018年8月(予定)から2023年8月(予定)までの約5年間とします。

(b) 本信託の延長

信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度と同種の株式報酬制度として本信託を延長することがあります。その場合、さらに5年間本信託の信託期間を延長し、当社は延長された信託期間ごとに、本株主総会の承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。)及び金銭(以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。

(c) 本信託の終了の取扱い(追加拠出を伴わない信託期間の延長)

本信託を終了する場合においても、信託期間(上記(b)の本信託の延長が行われた場合には、延長後の信託期間)の満了時に、受益者要件を充足する可能性のある取締役等が在任している場合には、それ以降、取締役等に対するポイントの付与は行われませんが、当該取締役等が退任し、当該取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、一定期間を定めた上で、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(5) 取締役等に交付等される当社株式等

取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数は、信託期間中に取締役等に毎年付与されるポイントにより定まります。取締役等には、毎年一定の時期に、役位等に応じてあらかじめ定められたポイントの付与が行われ、取締役等の退任後に、退任までの在任期間に対応したポイントの累積値(以下「累積ポイント数」という。)に応じて当社株式等の交付等が行われます。

1年間あたりの付与ポイント(小数点以下の端数は切捨て)

$\text{= 役位に応じた株式報酬額} \div \text{2018年7月(なお、本信託の延長が行われた場合には、当該延長日の属する事業年度が開始する月の前月)の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値(小数点以下の端数は切捨て)}$

なお、1ポイント=当社普通株式1株とし、本信託内の当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数を調整します。

(6) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を充足する取締役等が退任（死亡時を除く。）する場合、取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、累積ポイント数の70%に相当する数の当社株式（単元未満株式については切捨て）の交付を受け、残りの累積ポイントに相当する数の当社株式については、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に受益者要件を充足する取締役等が死亡した場合には、その時点で算定される累積ポイント数に相当する数の当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を、当該取締役等の相続人が本信託から受けるものとします。また、信託期間中に受益者要件を充足する取締役等が海外赴任することとなった場合は、その時点で算定される累積ポイント数に相当する数の当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を、当該取締役等が本信託から受けるものとします。

(7) 本信託に拠出される信託金の合計上限額及び本信託において取締役等に付与するポイントの総数の上限

当社が、信託期間ごとに本信託に拠出する信託金の合計額及び本信託において取締役等に付与するポイントの総数は、本株主総会決議において承認されることを条件として、以下の上限に服するものとします。

① 信託に拠出する信託金の合計上限額

2億円（5年分）（※2）

（※2）本信託による株式取得資金及び信託報酬・信託費用の合算金額となります。

② 1年間あたりに取締役等に対して付与するポイントの総数の上限

40,000ポイント（※3）

（※3）上記の信託金の額を踏まえて、現時点での株価等を参考に設定しています。

また、信託期間において、本信託が取得する当社株式の数（以下「取得株式数」という。）は、かかる1年間あたりに取締役等に対して付与するポイントの総数の上限に、対象期間の年数である5を乗じた数に相当する株式数（200,000株）を上限とします。なお、上記（4）イによる本信託の延長を行う場合には、延長後の信託期間における取得株式数も、同様の株式数（200,000株）を上限とします。

(8) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記（7）の株式取得資金及び取得株式数の上限の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（上記（6）により取締役等に交付等が行われる前の当社株式）

については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充当されます。

(11) 信託期間満了時の取扱い

対象期間における取締役等の減少等により、信託期間満了時に残余株式（信託終了時に退任していない受益者要件を充足する可能性がある取締役等に対して、その退任後に交付等を行うことが予定されている当社株式等を除く。）が生じた場合は、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度またはこれと同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用することがあります。信託期間満了により本信託を終了する場合には、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

また、信託期間満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|-----------|---|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ② 信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定）） |
| ⑤ 受益者 | 取締役等を退任した者のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦ 信託契約時期 | 2018年8月（予定） |
| ⑧ 信託の期間 | 2018年8月（予定）～2023年8月末日（予定） |
| ⑨ 制度開始時期 | 2018年8月（予定） |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しない |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 信託金の額 | 2億円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑬ 株式の取得時期 | 2018年8月16日（予定）～2018年8月30日（予定）
（なお、決算期（中間決算期、四半期決算期を含む。）末日以前
の5営業日から決算期末日までを除く。） |
| ⑭ 株式の取得方法 | 株式市場から取得 |
| ⑮ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑯ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得
資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|----------|--|
| ① 信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式
会社がBIP信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。 |
| ② 株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基
づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以 上